

第3節 刑事手続への関与拡充への取組

1 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等（基本法第18条関係）

《基本計画策定以前からの施策で、基本計画策定後も引き続き実施するもの》

《基本計画において、「速やかに実施する」とされたもの》

(1) 公判記録の閲覧・謄写の機会の付与

「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」に基づき、犯罪被害者等から損害賠償請求などの正当な理由に基づき刑事事件の訴訟記録の閲覧・謄写の申出があり、相当と認められるときは、刑事事件の係属中であっても、裁判所は、申出をした者にその閲覧・謄写をさせることができる。

犯罪被害者等に公判記録の閲覧・謄写をさせた事例の延べ数は、平成18年から19年3月までの間に、1,135件であった^{*10}。

なお、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」（平成19年6月成立）により、閲覧・謄写の範囲が拡大された（P67(17)「公判記録の閲覧・謄写の範囲拡大に向けた検討及び施策の実施」参照）。

(2) 犯罪被害者等調査及び犯罪被害者等への対応の充実

法務省において、仮釈放等審理やその準備調査、恩赦上申に際して、被害者感情の調査を行い、適切な仮釈放等の許否の決定や恩赦上申に努めている。

なお、平成19年6月、「更生保護法」（平成19年法律第88号）が成立し、仮釈放等審理を行うに当たり、犯罪被害者等から申出があったときは、当該意見などを聴取することとなった（P67(21)「犯罪被害者等の意見等を踏まえた仮釈放審理の検討及び施策の実施」参照）。

(3) 犯罪被害者等と検察官のコミュニケーションの充実

法務省において、犯罪被害者等の意見が適切に刑事裁判に反映されるよう、また、公判期日の設定に当たっても、犯罪被害者等の希望が裁判所に伝えられるよう、必要に応じ、適切な形で、検察官が犯罪被害者等とコミュニケーションをとることを、会議や研修などの様々な機会を通じて、検察の現場への周知徹底を図っている。

(4) 国民にわかりやすい訴訟活動

検察庁において、傍聴者などにも手続の内容が理解できるように、難解な法律用語の使用はなるべく避けたり、プレゼンテーションソフトなどを活用して視覚的な工夫を取り入れるなど、国民にわかりやすい訴訟活動を行うよう努めている。

(5) 上訴に関する犯罪被害者等からの意見聴取等

法務省において、検察官が上訴の可否を検討するに当たり、犯罪被害者等の意見を適切に聴取するよう、会議や研修などの様々な機会を通じて検察の現場への周知徹底を図っている。

(6) 少年保護事件に関する意見の聴取等各種制度の周知徹底

法務省において、検察官に対し、会議や研修などの様々な機会を通じて、少年保護事件に関する意見の聴取の制度、記録の閲覧・

(*10) 最高裁判所事務総局の資料による。

謄写の制度、家庭裁判所が犯罪被害者等に対し少年審判の結果などを通知する制度の周知を図っており、検察官が犯罪被害者等に対して適切に情報提供できるよう努めている。また、犯罪被害者等向けパンフレットに掲載し、一般国民に対しても周知を図っている（P64(7)「刑事の手続等に関する情報提供の充実」参照）。

「少年法等の一部を改正する法律」（平成12年）
施行後6年間の実績

| | 申し出のあった件数 | 認められた件数 |
|-----------|-----------|---------|
| 意見聴取 | 1,029 | 990 |
| 記録の閲覧・謄写 | 3,563 | 3,508 |
| 審判結果などの通知 | 3,934 | 3,901 |

(7) 刑事の手続等に関する情報提供の充実

法務省において、刑事手続や犯罪被害者等保護・支援のための制度などを分かりやすく説明することを目的に、平成19年3月、犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」を更新するとともに、犯罪被害者等向けDVD「もしも…あなたが犯罪被害に遭遇したら」を制作した。パンフレットでは、刑事手続のみならず、民事手続の流れなどについても記載し、内容をより一層充実させている。

また、人身取引などの外国人犯罪被害者等に対する支援体制の確立に努めるため、英語版も作成した。

パンフレットは、事情聴取をする際などに犯罪被害者等に手渡すほか、検察庁や警察署など関係機関の窓口にも備え付け、法務省ホームページにも掲載している。さらに、イベントなどで配布するなど、周知を図っている。また、DVD「もしも…あなたが犯罪被害に遭遇したら」は、全国の検察庁の被害者支援室に備え付け、犯罪被害者等に対する説明に利用している。

今後も、パンフレットを検察庁や警察署

ほか関係機関に備え付けて国民一般に配布していくほか、必要に応じて、パンフレットやホームページの内容を更新し、各種制度の周知徹底に努めていく。

- ・法務省ホームページ：犯罪被害者の方々へ
<http://www.moj.go.jp/KEIJI/keiji11.html>
- ・検察庁ホームページ：犯罪にあわれた方へ
<http://www.kensatsu.go.jp/higaisha/index.htm>
- ・DVD「もしも…あなたが犯罪被害に遭遇したら」



提供：法務省

警察庁においては、平成18年7月、検視、司法解剖に関する手続などを盛り込んだパンフレットのモデル案を示し、都道府県警察において、同パンフレットを作成し、配布することを指示した。19年6月末現在、全都道府県警察において、同パンフレットを配布し、遺族に対する適切な説明や配慮に努めている。また、法務省においても、検察官が、捜査段階から、捜査に及ぼす支障なども総合考慮しつつ、必要に応じ、適切な形で、犯罪被害者等に対し検視、司法解剖に関する情報提供をしている。

また、「被害者の手引」の内容を充実させている（P79(25)「『被害者の手引』の内容の充実等」参照）。

検視、司法解剖に関する情報提供の一例

ご遺族と関係者の方へ

ご家族等が亡くなることは、
ご遺族関係者にとって大変つらく悲しいことと思います。
心からお悔やみを申し上げます。

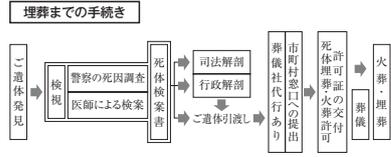
このパンフレットは、警察がご遺体を見させていただく理由等
について説明し、ご遺族関係者の疑問に少しでもお答えし、
ご理解とご協力をいただくために作成したものです。



宮 崎 県 警 察

| | |
|-----|---|
| 警察署 | 課 |
| 氏名 | ☐ |

埋葬までの手続き



なぜ警察が遺体を調べるのですか。

人が亡くなった場合は、入院中等で医師に治療を受けつつその病気で亡くなった場合を除き、法律により、警察官が医師とともにその死因の調査を行い、事件による死亡なのか、事件に関係ない死亡なのかを明らかにしなければなりません。
この死因の調査手続きを「検視」といい、検視の手続きが終了しなければ埋葬することは出来ません。
そのため、警察官が、医師立会いのもとに遺体調べたり、遺族関係者の方から普段の生活の状況などの事情をお尋ねしていますので、ご協力をお願いします。

なぜ家の中まで調べたり写真を撮ったりするのですか。

死因を明らかにするためには、ご遺体と発見された場所などの状況や生前の状況の確認をする必要があります。
そのため、ご遺体の状況、死亡された方の部屋や死亡された場所等について確認して、その状況を写真撮影させていただくものであり、ご理解をお願いします。

なぜ病歴や生命保険のことまで聞くのですか。

死因を特定し、その人の死亡が事件に関連するかどうかを明らかにするためには、ご遺体や発見場所の確認のほか、亡くなった方の病歴や収入なども確認させていただきます。
病歴や生命保険の加入状況についてお尋ねしますが、これらのプライバシーは厳守しますので、ご理解とご協力をお願いします。

なぜ解剖をするのですか。

ご遺体の外表的な状態を確認しただけでは、死因を特定する事ができない場合があります。
現代の医学では、ご遺体を解剖する以外に死因等を特定する方法はありません。
解剖する場合は、宮崎県立医科大学法医学部の施設によって行われ、解剖費用やご遺体の搬送費用は、警察が負担しますので、ご遺族の負担はありません。

提供：警察庁

(8) 捜査に関する適切な情報提供

警察庁において、平成18年12月、「被害者の手引」モデル案を改訂するとともに（P 79 (25)「『被害者の手引』の内容の充実等」参照）、被害者連絡実施要領を改正した（P 90(40)「『被害者連絡制度』等の改善」参照）。

今後も、被害者連絡が確実に実施され、犯罪被害者等に対する適切な情報提供が推進されるよう、都道府県警察に対する指導を継続していく。

法務省において、捜査段階から、捜査に及ぼす支障なども総合考慮しつつ、必要に応じ、適切な形で、犯罪被害者等に捜査に関する情報を提供するよう、会議や研修などの様々な機会を通じて検察の現場への周知徹底を図っている。

(9) 交通事故捜査の体制強化等

都道府県警察本部において、交通事故捜査担当課に事故捜査指導官を配置して警察署などに対する指導を強化するとともに、交通鑑識係を設置し、交通事故現場における鑑識活動を強化している。また、交通事故捜査員に

対する各種捜査研修を実施し、捜査員の能力向上を図るとともに、交通事故自動記録装置^{*11}を始めとする捜査支援機器の整備・活用を進め、迅速・的確な交通事故捜査を推進している。

(10) 不起訴事案に関する適切な情報提供

法務省において、検察官が、犯罪被害者等の希望に応じ、不起訴処分理由などについて丁寧な説明を行うことを、会議や研修などの様々な機会を通じて、検察の現場への周知徹底を図っている。

(11) 受刑者と犯罪被害者等との面会・信書の発受の適切な運用

法務省において、「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」の施行に伴い、平成18年5月23日、「受刑者の外部交通に関する訓令の運用について」を発出した。これにより、これまで原則として親族に限定されていた受刑者の面会や信書の発受の相手方について、犯罪被害者等に面会を希望する真摯な事情がある場合には受刑者との面会を許すこ

(*11) 交通事故の衝突音、スリップ音を検知し、事故の直前、瞬間及び直後の状況を録画する装置

とができること、犯罪被害者等からの受刑者あて信書は原則として制限することなく許可すべきことなど、犯罪被害者等と受刑者の面会・信書の発受の取扱いについて指針が示された。

その後、犯罪被害者等と受刑者との面会が実施された例もあり、受刑者から犯罪被害者等あての発信についても、施設において適切な指導がなされるようになっていく。

(12) 犯罪被害者等の意見等を踏まえた適切な加害者処遇の推進（保護処分の実行に資する情報の収集等）

法務省において、保護処分の執行に資するため、これまでも、少年に係る情報については、少年院において得られるものだけでなく、家庭裁判所や保護観察所などの関係機関や保護者から得られたものを、その都度少年簿に記載してきたところであるが、現在、犯罪被害者等についてより一層必要な情報の収集、記載ができるよう、その方策などを検討しており、平成19年中に、検討結果に基づく施策を実施する予定である。

(13) 犯罪被害者等の視点を取り入れた交通事犯被収容者に対する更生プログラムの整備等

法務省において、矯正施設に収容されている加害者に対し、被害者感情を理解するためのオリジナルビデオ教材などを活用した指導、ゲストスピーカー制度の拡大など、「被害者の視点を取り入れた教育」の充実に努めている（P50(16)「再被害の防止に資する教育の実施等」参照）。

また、刑事施設においては、「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」の施行（平成18年5月24日）に伴い、必要な者には義務付けて、犯罪被害者等の視点を取り入れた交通安全指導プログラムを実施している。

(14) 矯正施設職員及び更生保護官署職員に対する研修等の充実

法務省において、矯正施設については、犯罪被害者等の置かれている現状や心情などの理解を深めるため、新規採用職員や初級幹部要員に対する研修の中に、科目として「犯罪被害者の視点」を設けるとともに、上級幹部要員を対象とする研修において、犯罪被害者団体などの関係者を講師として招へいし、講義を行うなど、研修の充実を図っている。

更生保護官署については、新任の保護観察官を対象とした中等科研修や、指導的立場にある保護観察官を対象とした高等科研修において、本省職員による被害者支援施策の講義や、犯罪被害者遺族の講話、東京都精神医学総合研究所研究員による被害者心理の講義を実施しているほか、それぞれの保護観察所などにおいても研修を実施している。

《基本計画において、「1～3年以内を目途に検討の結論を得て、施策を実施する」とされたもの（「1～2年以内を目途に実施する」とされたものを含む）》

(15) 犯罪被害者等が刑事裁判に直接関与することのできる制度の検討及び施策の実施

法務省において、平成19年3月13日、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した。同法律案は、同年6月20日、可決、成立した（同月27日公布）。

この「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」により、「刑事訴訟法」が一部改正され、裁判所から参加を許された犯罪被害者等が、原則として公判期日に出席できるとともに、一定の要件の下で、証人の尋問や被告人に対する質問、意見の陳述ができる「被害者参加の制度」が創設された（公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行）（P69 コラム5「刑事

裁判への被害者参加の制度、損害賠償命令制度などの導入」参照)。

今後、法律の施行に向けて、所要の準備を進めていく。

(16) 冒頭陳述等の内容を記載した書面の交付についての検討及び施策の実施

法務省において、犯罪被害者等の希望に応じ、公訴事実の要旨や冒頭陳述の内容などを説明するとともに、冒頭陳述の内容を記載した書面の交付を全国で実施している。

(17) 公判記録の閲覧・謄写の範囲拡大に向けた検討及び施策の実施

法務省において、平成19年3月13日、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」を国会に提出し、同年6月20日、可決、成立した(同月27日公布)。

この「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」により、「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」が一部改正され、公判記録の閲覧・謄写が認められる範囲が拡大された(公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行)(P69 コラム5「刑事裁判への被害者参加の制度、損害賠償命令制度などの導入」参照)。

今後、法律の施行に向けて、所要の準備を進めていく。

(18) 判決確定後の加害者情報の犯罪被害者等に対する提供の拡充

法務省において、犯罪被害者等に対し、刑事裁判終了後の加害者に関する情報を提供すべく、提供できる情報の範囲や提供の方法などについて検討を行っており、平成19年末までに必要な施策を実施することとしている。

また、全国の保護観察所に、被害者支援業務に従事する担当者を配置すべく、準備を進めている。

(19) 保護処分決定確定後の加害少年に係る情報の提供に関する検討及び施策の実施

法務省において、保護処分決定確定後の加害少年に係る情報の提供について、少年の健全育成に配慮しつつ基本計画の要請に沿って適切に行えるよう、情報提供の範囲、方法などにつき、検討を進めており、平成19年末までに必要な施策を実施することとしている。

(20) 犯罪被害者等の心情等を加害者に伝達する制度の検討及び施策の実施

法務省において、保護観察対象者に対し犯罪被害者等の心情などを伝達する制度を盛り込んだ「更生保護法案」を第166回国会に提出し、平成19年6月8日に成立した(同月15日公布)。

同制度は、犯罪被害者等から、

- ・被害に関する心情
- ・犯罪被害者等の置かれている状況
- ・保護観察対象者の生活や行動に関する意見

を保護観察対象者に伝達するよう求める申出があったときは、これらを犯罪被害者等から聴取し、保護観察対象者に伝達するものである。

同制度は、「更生保護法」の公布の日から6月を超えない日に施行することとされており、現在、施行に向けた準備を行っている。

(21) 犯罪被害者等の意見等を踏まえた仮釈放審理の検討及び施策の実施

法務省において、仮釈放等審理において犯罪被害者等の意見などを聴取する制度を盛り込んだ「更生保護法案」を第166回国会に提出し、平成19年6月8日に成立した(同月15日公布)。

同制度は、地方更生保護委員会において、仮釈放審理や少年院からの仮退院審理を行うに当たり、犯罪被害者等から、

- ・審理対象者の仮釈放や仮退院に関する意見

・被害に関する心情
を述べたい旨の申出があったときは、これらを聴取するものである。

同制度は、「更生保護法」の公布の日から6月を超えない日に施行することとされており、現在、施行に向けた準備を行っている。

《基本計画において、「法律所定の検討時期等に併せて施策を実施する」とされたもの》

(22) 少年保護事件に関する犯罪被害者等の意見・要望を踏まえた制度の検討及び施策の実施

法務省において、平成18年4月に「少年法等の一部を改正する法律」（平成12年法律第142号）の施行後5年を経過したことから、同法による各制度の施行状況について取りま

とめを行い、同年6月9日、閣議決定を経て国会に報告を行った。また、同年10月から12月にかけて、4回にわたり、犯罪被害者等の団体、日本弁護士連合会、最高裁判所、刑事法学者などを交えた意見交換会を実施した。

現在、上記意見交換会などにより得られた犯罪被害者等の意見・要望を踏まえつつ、法整備の可否も含め、必要な検討を行っている。

(23) 検察審査会の起訴議決に拘束力を認める制度の運用への協力

法務省において、平成21年までに実施予定である、一定の場合に検察審査会の起訴議決に拘束力を認める制度について、適切な運用が図られるように、その趣旨などの周知徹底に努めている。